

第 3 期堺市消費者基本計画の骨子（考え方）

1. 計画の位置付け

消費者基本計画は、堺市消費生活条例第 9 条に基づき策定される計画であり、条例の基本理念（「消費者の権利の尊重」及び「消費者の自立支援」）に基づく計画としたい。

また、消費者教育推進計画については、平成 24 年 12 月に施行された消費者教育を総合的・一体的に推進することを目的とする「消費者教育の推進に関する法律」の趣旨をふまえ、引き続き消費者教育の推進を課題の一つと捉えて基本計画に包含する形とし、課題ならびに施策の方向性を示すこととしたい。

【参考】堺市消費生活条例（平成 21 年条例第 35 号）（抄）

第 9 条 市長は、消費者施策を総合的かつ計画的に推進するため、消費者施策の推進に関する基本的な計画（以下「消費者基本計画」という。）を定めなければならない。

2 消費者基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 消費者施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、消費者施策の計画的な推進を図るために必要な事項

3 市長は、消費者基本計画の策定に当たっては、あらかじめ、第 12 条に規定する堺市消費生活審議会の意見を聴かなければならない。

2. 計画の構成・考え方

- ・基本構成として、特に重要度の高い施策について、重点施策として明示することとしたい。
- ・施策を計画的に実施し進捗状況を明確にするため、重点施策について、有効な指標の設定を検討することとしたい。
- ・消費生活を脅かす様々な問題や課題に対し、消費者を取り巻く環境の変化に合わせた適切な対応を図るため、課題と施策を必要に応じて見直すこととしたい。

3. 取り組むべき課題（例）

- ① 2022 年 4 月からの成年年齢引き下げに伴う若年者の消費者被害の増加
- ② スマートフォンの普及等に伴うサイバー空間上の商取引の複雑多様化・消費者被害の増加
- ③ 高齢社会の一層の進展による高齢者の消費者被害の増加
- ④ 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献する消費行動の促進 …… etc

4. 計画の期間

社会情勢の変化や新たに生じる課題に対応する必要があることから、計画期間は令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間としたい。

5. その他

パブリックコメントを実施し、広く市民の意見を聴く機会を設けることとしたい。